別表六(十八)の記載要領第１号中「。第４号において「令和３年改正法」という。」を「(以下この号において「令和３年旧震災特例法」という。)」を加え、「若しくは第17条の２の３第３項又は令和３年旧震災特例法第17条の２第３項、第17条の２の２第３項若しくは」を「又は」に改め、同第四号を削り、同第五号中「「⑽のうち14％又は７％適用資産の取得価額の合計額　⑿」」を「「⑽のうち14％又は７％適用資産の取得価額の合計額　⑾」」に改め、同号を同第四号とし、同第六号中「「翌期繰越額 (31)－(32)　(33)」」を「「翌期繰越額 (29)－(30)　(31)」」に改め、同号を同第五号とする。

別表六(三十一)の記載要領⑵中「、所得税法等の一部を改正する法律」を「又は所得税法等の一部を改正する法律」に改め、「又は所得税法等の一部を改正する法律（平成16年法律第14号）第７条の規定による改正前の租税特別措置法（⑵において「平成16年旧措置法」という。）第42条の７第３項（事業基盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）」を加え、「、平成17年旧措置法」を「又は平成17年旧措置法」に改め、「又は平成16年旧措置法第68条の12第３項（事業基盤強化設備を賃借した場合の法人税額の特別控除）」を加える。

別表十(十一)を別表十(十二)とし、別表十(十)を別表十(十一)とする。

別表十(九)付表の表中「

評価・換算差額等の額等

」を「

新投資口予約権の額等

」に、「

一時差異等調整積立金の取崩額 （別表十（九）「18」）

」を「

一時差異等調整積立金の取崩額 （別表十（十）「18」）

」に、「

一時差異等調整積立金の積立額 （別表十（九）「15」）

」を「

一時差異等調整積立金の積立額 （別表十（十）「15」）

」に改め、同表の記載要領第11号を次のように改める。

２　「新投資口予約権の額等　⑿」の欄は、租税特別措置法施行規則第22条の19第２項第４号（投資法人に係る課税の特例）に規定する新投資口予約権に区分された金額、同号に規定する新投資口申込証拠金に区分された金額及び同号に規定する自己投資口に区分された金額の合計額を記載すること。

別表十(九)付表を別表十(十)付表とする。